

チャレンジ鹿児島労働局（21年9月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13-21

TEL 099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

8月の有効求人倍率は0.35倍と、前月と同水準

鹿児島県の8月の有効求人倍率(季節調整値)は0.35倍となり、前月(0.35倍)と同水準となりました。

新規求人倍率(季節調整値)は0.64倍となり、前月(0.68倍)を0.04ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月比5.9%の減少で、19ヶ月連続で減少となり、減少幅は小さくなりました。

産業別では、建設業(14.8%増)は再び増加、製造業(3.6%増)は13ヶ月ぶりに増加、運輸業、郵便業(4.6%減)は2ヶ月連続で減少、卸売業、小売業は10.4%の減少、宿泊業、飲食サービス業は0.2%増加、医療・福祉(4.4%減)は8ヶ月連続減少、サービス業(34.6%減)は再び減少となりました。

新規求職者数は前年同月比11.8%の増加で、12ヶ月連続で増加となりました。

新規常用求職者の態様別では、在職求職者(9.9%増)は3ヶ月連続で増加となりました。また、離職求職者(14.2%増)は9ヶ月連続で増加、無業求職者(5.7%増)は3ヶ月連続で増加となりました。

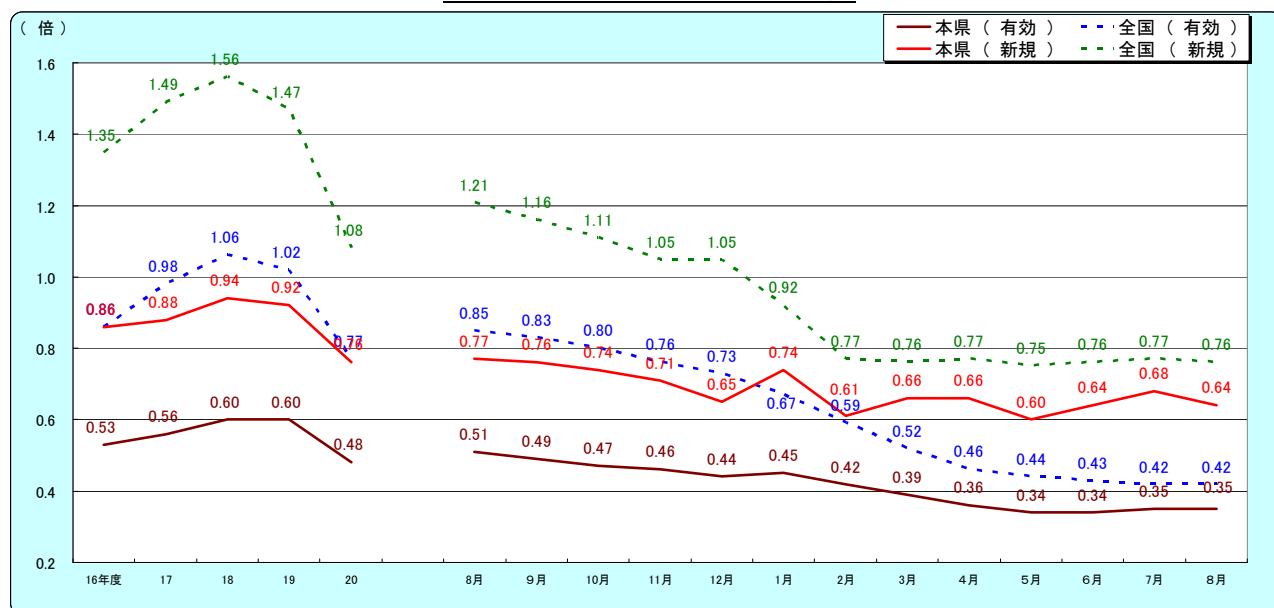
離職求職者の内訳では事業主都合離職者(38.1%増)は15ヶ月連続で増加し、自己都合離職者(4.8%増)は3ヶ月連続で増加となりました。

政府の9月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「失業率が過去最高水準となるなか厳しい状況にあるものの、このところ持ち直しの動きがみられる」と2ヶ月連続据え置いた報告としていますが、基調判断の冒頭部分で失業率の高まりへの警戒感を強調するなど、雇用情勢については、「一段と厳しさを増している」と報告されています。鹿児島県の雇用情勢は、依然として厳しい状況が続くなか、新規求人は引き続き低下傾向で推移すると思われます。一方、新規求職は、雇用調整等に伴う離職者が今後も見込まれることから、全体としては増加傾向で推移するものと思われます。

鹿児島労働局では厳しい雇用情勢の下、雇用のセーフティネットとして、緊急雇用対策を積極的に活用し、雇用維持や再就職支援等に取り組んでいるところです。引き続き、補正予算により拡充された施策の活用を図りながら、より一層効果的な行政の展開に努めて参ります。

(職業安定部職業安定課)

有効(新規) 求人倍率の推移



「高校生のための就職面接会」を 10月27日に開催

平成22年3月新規高等学校卒業予定者の就職環境は、昨年からの急激な景気後退に伴い、県内での就職を希望する生徒の求人倍率が8月末時点で0.59倍となり、前年同月より0.26ポイント下回る厳しい状況となっています。県内求人が非常に少ない状況では、県内就職をあきらめたことによる県外への人材流出も懸念されます。

このようなことから、鹿児島労働局、ハローワーク、鹿児島県教育委員会及び鹿児島県では、「高校生のための就職面接会」を以下のとおり開催することといたしました。

将来の鹿児島を担う優秀な人材確保のため、多数の事業主の方々のご参加をお願いいたします。
(職業安定部職業安定課)

1 開催場所 鹿児島アリーナ（鹿児島市永吉1丁目30-1）

2 開催日時 平成21年10月27日（火）
13時00分から17時00分まで

3 参加申込期限 平成21年10月16日（金）

4 昨年度の開催状況

参加企業数	求人数	参加生徒数	就職決定数
51社	219人	512人	95人

5 お問い合わせ先

鹿児島労働局職業安定部職業安定課

TEL 099-219-8711

鹿児島県最低賃金が改正されました。

鹿児島労働局長は、鹿児島県最低賃金を1時間当たり630円にすることを決定し、本年10月14日から発効することとなりました。鹿児島県最低賃金の改正については、本年7月13日に鹿児島労働局長が鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問し、本年8月17日に同審議会から答申があり、法定の手続きを経て、答申の意見どおりに改正することになったものです。昨年10月18日に発効した現行額（627円）より3円の引上げとなります。

なお、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金、鹿児島県百貨店、総合スーパー最低賃金及び鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の3つの特定最低賃金（産業別最低賃金）につきましては、今後審議される予定です。

必ずチェック 最低賃金!

使用者も
労働者も

《鹿児島県の最低賃金》

★ 地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	630円 【平成21年10月13日までは627円】	平成21年 10月14日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

★ 特定最低賃金(産業別最低賃金)

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	685円	平成20年 12月31日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
百貨店、総合スーパー	665円	平成20年 12月26日	「百貨店、総合スーパー」とは、衣食住にわたる各種の商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの。 次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
自動車(新車)小売業	692円	平成20年 12月17日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

日本標準産業分類の改訂(平成20年4月1日施行)に伴い、「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金」は、その件名(名称)の表記を、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」に改めましたが、その適用範囲については従来と同様で、変更はありません。

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175
鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225
加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://www.kagoshima.plb.go.jp>

最低賃金テレホンサービス ☎099-223-8881